

「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」運営規程（案）

（所掌事務）

第1条 レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 レセプト情報及び特定健診等情報（以下「レセプト情報等」という。）を利用した学術研究を目的としてレセプト情報等の提供依頼の申出を行う者（以下「提供依頼申出者」という。）に対するレセプト情報等の提供についての可否の検討
- 二 前号に掲げる検討を行う際の審査基準等の必要な事項の決定

（組織）

第2条 有識者会議は、医療経済、生活習慣病対策、統計分析、臨床研究倫理、医薬安全対策、個人情報保護等の分野の有識者のほか、関係団体の代表者で構成する。

- 2 座長は、前条の事項を行うため必要があると認めるときは、参考人を会議に参加させ、意見を聴取することができる。
- 3 座長は、第1項の規程により構成される者（以下「構成員」という。）の中から互選により選出する。
- 4 座長は、有識者会議の事務を総理し、有識者会議を代表する。
- 5 座長に事故があるときは、予め座長の指名する構成員が、その職務を代行する。
- 6 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 構成員に欠員が生じたとき新たに任命された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 第2項の規定により会議に参加する者は、その者の参加に係る事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（定足数）

第3条 有識者会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、取りまとめを行うことができない。ただし、第6条に規定する意見書の提出があった者（構成員に限る。）は、出席したものとみなす。

（議事のとりまとめ）

第4条 第1条第1号に関する議事については、座長を含めた出席した構成員の賛否の数及び意見の概要をもって取りまとめることとする。

- 2 第1条第2号に関する議事については、座長を除く出席した構成員の過半数をもって取りまとめ、可否同数のときは、座長のとりまとめるところによる。

(構成員の留意事項)

第5条 構成員は、原則として、自らが行う又は自らが所属する機関（所属する機関が大学の場合には所属する学部、研究学科又は研究室等）に所属している者が行うレセプト情報等の提供依頼申出に対する可否の検討に参加することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めた場合にあっては、当該構成員は、レセプト情報等の提供依頼申出に対する可否の検討に参加することができる。ただし、この場合にあっては、当該構成員は、前条に規定する取りまとめには参加しない。

3 構成員は、任期中及び任期終了後において、構成員として知りえた情報を自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りではない。

(欠席構成員の意見提出)

第6条 構成員は、やむを得ない理由により、有識者会議に出席できない場合にあっては、議事となる事項について、あらかじめ意見書を提出することができる。

(開催)

第7条 有識者会議は、レセプト情報等の提供依頼申出の件数等を勘案し、概ね3ヶ月に1度、開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。なお、座長は、必要に応じ持ち回りによる開催とすることができる。

(議事の公開)

第8条 第1条第1号に規定する検討の議事については、原則として非公開とする。ただし、座長は必要があると認める場合には、公開とすることができる。

2 第1条第2号に規定する検討の議事については、原則として公開とする。ただし、前項の議事と明確に区分することが困難である等の座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(議事録の原則非公開及び議事要旨の公開)

第9条 有識者会議における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議事になった事項

2 レセプト情報等の提供依頼申出についての可否の検討にあたっては、提供依頼申

出者の独自の研究方法に係る事項や特定の集計方法により特定個人の識別可能性が高まるなどのそれ自体公開することが望ましくない事実等が議事に含まれうるため、前条第1項の規定により議事を非公開とした場合においては、議事録（資料等を含む。以下、この条において同じ。）は原則非公開とする。

- 3 前条第2項の規定により議事を公開とした場合においては、議事録は原則公開とする。ただし、座長は、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあつては議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 第2項又は前項の場合で議事録の全部又は一部を非公開とした場合において、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（補足）

第10条 この規程に定めるもののほか、有識者会議の議事運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(参考) 審査に当たっての構成員の忌避事由等の比較

	政策科学研究	レセプト情報等の活用
申出(申請)に対する決定	評価委員会の委員が審査により、申請の可否を決定。	構成員は、厚生労働大臣へ意見を述べることとし、最終的な適否は厚労大臣が決定。
構成員自身の応募	評価委員会の委員は研究事業に応募できない。	研究費等を支出するものではないため、公益性のある利用目的であれば、構成員でも申出を行うことは可能。
構成員の忌避事由	応募者と同一の所属機関であれば審査に参加することができない。	研究内容の公益性の判断についての第三者性を疑われないようにする観点から、所属機関が大学の場合は、申出者と同学部等に所属している構成員は当該申出者の申出の審査に参加することはできない、との規定を設ける。
構成員の守秘義務	任期中について、委員として知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。	任期中及び任期後においても、構成員として知り得た情報を第三者に漏えいすることも、自ら利用することもしてはならない、との規定を設ける。

(注1) 厚労科研の各事業は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき、事業毎の評価指針、評価委員会の設置、運営規定を定めており、他の厚労科研の事業においても、概ね同様の規定が定められている。

(注2) 厚労科研の事業では、採択された研究者の所属研究機関に(直接研究費等の額の30%を限度とする)間接経費が支払われる。

○政策科学総合研究(政策科学推進研究) 事前企画評価委員会設置規程

(委員の留意事項)

5. (1) 事前企画評価委員会の委員は、本研究事業に応募すること(分担研究者として応募することも含む。)ができない。
- (2) 事前企画評価委員会の委員は、自らが所属している機関に所属している者の申請課題については、評価できない。
- (3) 事前企画評価委員会の委員は、評価にあたって知りえた個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・未取得の知的財産権の状況について他に漏らしてはならない。